

件名	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
主管課	人事課（職員厚生室、公営企業管理局総務課、義務教育課、高校教育課）
根拠法令等	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布、令和5年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

国家公務員の制度に準じて職員の定年を引き上げるとともに、地方公務員法の改正内容を反映させるため等の改正

1 改正内容

(1) 定年引上げ等の制度改正に伴う整備

①定年の引上げ

・60歳→65歳に引上げ（令和5年度以降2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度完成）

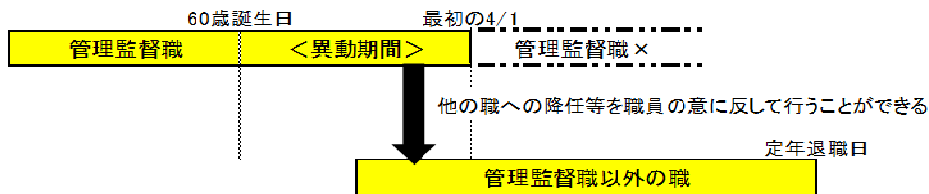
～R4	R5・6	R7・8	R9・10	R11・12	R13～
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※R5, 7, 9, 11, 13年度は、定年退職者が生じない。

・医師及び歯科医師：65歳→70歳に引上げ（県立病院の医師及び歯科医師は、65歳据置き）

②管理監督職勤務上限年齢制の導入

60歳到達の年度をもって管理監督職（管理職手当支給対象職等）から降任



③定年前再任用短時間勤務制度の導入

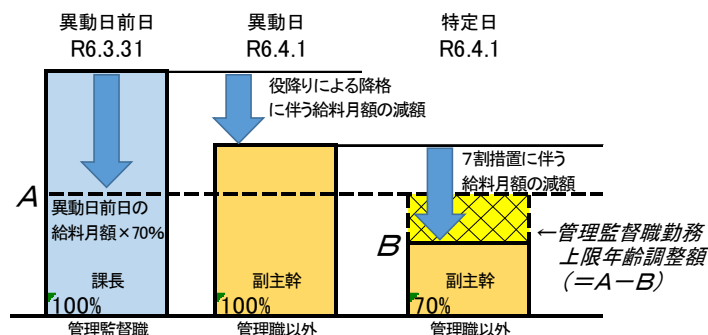
60歳到達日以後の定年前退職者を短時間勤務で再任用することができる。

④情報提供・意思確認制度の導入

任命権者は、職員が60歳に到達する年度の前年度において、60歳到達以後の任用等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思を確認する。

⑤給料の7割措置 及び ⑥管理監督職勤務上限年齢調整額の支給

- ・職員の給料月額、60歳に達した日後最初の4月1日から、前日に受けていた給料月額の7割となる。
- ・②により降任した職員には、降任前に受けていた給料月額の7割までが調整額として支給される。



- ⑦副主幹・専門幹の新設
- ⑧指導教諭の新設
- ⑨基準年齢の改正

(2) 地方公務員法改正に伴う条ずれ ⑩

(3) 経過措置

⑪暫定再任用職員制度の時限設置及び適用

現行の再任用制度を廃止し、同様の仕組みを令和13年度の定年引上げ完成まで設置

2 改正等する条例（20本の一部改正＋1本の廃止）

	条 例 名	改正内容（1に対応）
1	職員の定年等に関する条例	①, ②, ③, ④, ⑩, ⑪
2	職員の分限に関する条例	⑤
3	職員の懲戒に関する条例	⑤
4	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例	③, ⑩, ⑪
5	職員の給与に関する条例	③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑩, ⑪
6	教育職員の給与に関する条例	③, ⑤, ⑥, ⑧, ⑩, ⑪
7	教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例	③, ⑧, ⑩, ⑪
8	教育職員の特殊勤務手当等に関する条例	⑧
9	技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例	①, ⑨, ⑩
10	愛媛県職員退職手当条例	③, ⑤, ⑩, ⑪
11	農業水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例	⑧, ⑩, ⑪
12	愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	①, ⑨, ⑩
13	教育職員の給与等に関する特別措置条例	⑧, ⑩, ⑪
14	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	②, ⑪
15	職員の育児休業等に関する条例	②, ⑩
16	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	②, ⑪
17	職員の高齢者部分休業に関する条例	①, ③, ⑨
18	愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	⑩
19	職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例	⑩
20	会計年度任用職員の給与等に関する条例	⑧
21	職員の再任用に関する条例【廃止】	③

施行日 令和5年4月1日（1(1)④…公布の日）

【その他参考事項】

○職の新設

- (1) 副主幹：主幹への補佐・助言、部下職員へのサポート・指導
 - (2) 専門幹：専門事項の処理（営業、人材育成、争訟事務等）
 - (3) 指導教諭：授業担当、他の教諭への教育指導に関する指導・助言
- ※ いずれも、管理監督職勤務上限年齢制により役降りすることとなる管理監督職員の配置先

○60歳到達年度の翌年度以降の任用形態

	フルタイム	定年前再任用短時間勤務	暫定再任用勤務	高齢者部分休業
職員の身分	期限の定めのない常勤職員	非常勤職員	1年以内の任期。延長可能	期限の定めのない常勤職員
身分の変動	なし	退職後、短時間勤務に再任用	退職後、再任用	なし
定員定数取扱い	定員内	定員外	定員内 / 外	定員内
対象年齢	—	60歳以降	定年退職後	条例で定める年齢（55歳）
給与	7割	再任用職員の給与	再任用職員の給与	勤務しない時間について減額
その他	—	フルタイムへの復帰不可	フルタイムへの復帰不可	フルタイムへの復帰可能

※現行の再任用制度